

○議案第51号 守口市現代南画美術館条例を廃止する条例案

○議案第52号 守口市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

それでは、議案第51号及び議案第52号について一括して御報告申し上げます。

議案第51号は、現代南画等美術に触れる機会を提供し、市民の文化と教養の向上に寄与するため、平成8年に設置された守口市現代南画美術館は、平成21年には厳しい財政状況のもと休館し、この間、施設のあり方及び運営方法等を見直し、平成23年の再オープンを経て、展覧会の充実などに取り組み、同館の有効活用と利用促進を図ってきたものの、利用状況の改善が見込まれないことなどから、同館を廃止しようとするものであります。また、議案第52号は、ただいまの守口市現代南画美術館の廃止後、守口市生涯学習情報センターにおいて、現代南画の展示及び保管を行うため、ギャラリーの一部及び展示準備室を保管庫として整備することに伴い、ギャラリーの面積が減少することから、利用料を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、再オープン後、わずか2年あまりで同館を廃止しようとしていることから、平成21年の同館のあり方及び運営に関する改善策等が述べられた検討委員会の提言を踏まえた運営について検証ができていないか問いただしたわけであるが、その内容は、一定の改善策を講じてはいたものの、取り組みが不十分であったと言わざるを得ない。しかしながら、理事者から、施設は廃止するが、引き続き、守口市生涯学習情報センターのギャラリーを活用し、芸術文化の振興と現代南画の普及・促進に取り組んでいくとの答弁があり、いま一度、教育委員会として、市民文化の推進に、今後とも、しっかりと取り組んでいかれるよう強く要望したうえで、万止むを得ず、同館を廃止することを了とし、次に申し述べます希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

まず、守口市生涯学習情報センターにおいて展示及び保管を行うこととなる現代南画作品については、今後、寄贈を受ける作品も含め、これまでと同様に、その取り扱いには万全を期されたいこと。また、展示にあたっては、展示作品の選出など企画面にも意を配すとともに、例えば、他公共施設等で展示を行うなど、市民が身近に現代南画に触れることができる方策について、研究、検討されたいこと。さらに、今後、守口市生涯学習情報センターにおいて現代南画の普及・促進を図っていくにあたり、同センターの指定管理者と十分に協議、調整を行い、展示及び保管などの事業実施に、遺漏なきよう取り組まれたいこと。

以上、委員長報告といたします。